

の論理。この両方が、憲法9条のもとで合憲であると認めているのが、昭和47年政府見解なんだと。そして、この二つの論理が書かれているのが、「基本的な論理②」なんです。

しかし、昭和47年当時は、「同盟国に対する外国の武力攻撃」、つまり、アメリカに対するイランの武力攻撃で、日本国民の生命などが根底からくつがえされるようなことが現実起きるとは考えられていなかったの、そうしたケースを「基本的な論理②」にあてはめてなかった。つまり、集団的自衛権行使が認められる論理を使っていなかったと。だから、集団的自衛権行使が合憲だという結論（帰結）が昭和47年政府見解の中に書かれていなかっただけだと、と言っているんですね。

しかし、昨年7月1日、我々は、アメリカに対するイランの武力攻撃でも日本国民の生命が根底からくつがえされることが現実起こり得るということに気付いた。ホルムズ海峡の事例です。それで、この新しい事実の発見と言いますか、事実の認識を昭和47年当時から存在する「基本的な論理②」にあてはめると、最後の「帰結（あてはめ）」の部分の結論が変わる、つまり、集団的自衛権行使が許されるという新しい結論が得られた——なぜなら、もともと集団的自衛権行使は「基本的な論理②」の論理の一つとして含まれ

平成27年6月11日 横畠 長官答弁

○小西洋之君

四十七年見解を作ったときに

限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんですね

○横畠内閣法制局長官

法理といたしましては

まさに当時から含まれている

平成27年9月4日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

民主党・新緑風会 小西洋之

出典：小西洋之著『私たちの平和憲法と解釈改憲のからくり 専守防衛の力と「安保法制」違憲の証明』（八月書館 2015）より小西洋之事務所作成

ているから——この新しい結論が「解釈変更」だ、というわけです。

このことを、横畠内閣法制局長官は、安保国会が始まっていた6月11日の答弁でも「限定的な集団的自衛権がまさに昭和47年当時から含まれていた」と簡潔明瞭に認めています。この答弁の中の「法理」という言葉は「法的な論理」という意味です。また、「限定的な集団的自衛権行使」は解釈改憲で安倍内閣が合憲とした、(国際法違反の) 特別の集団的自衛権行使ですが、後でご説明します。

実は、「言われてみれば」、なのですが、7月1日の閣議決定には、今申し上げたことがちゃんと書いてあります。これは、私が3月24日に質問するまで、昨年7月1日の閣議決定以降、誰も国会で取り上げることができていませんでした。おそらく一部の与党議員を除いて、私を含め永田町で誰も気付いていなかったのだと思います。

これは、7.1閣議決定の中で集団的自衛権行使が合憲であるという根拠を述べている箇所なのですが、始めの(1)で「基本的な論理」という言葉がありますね。つまり、憲法9条の解釈変更をにしても、従来の政府解釈の「基本的な論理」との論理的整

7.1閣議決定

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(1)…政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、…論理的な帰結を導く必要がある。

(2)…この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。